

小作法案反対の件

本部提案

組合員大衆の十年間に亘る苦難なる斗争の結果小作米の減免と作離の場合に於ける生活保証とは小作人の生きざんがための当然の権利として現實に要求されその要求は力関係に相應して貫徹されてゐる。而して小作人の斯くの如き要求は今や一般の常識とならうとしてゐる。この事實に根據した支配階級は大地主や御用多額者等を以て組織された小作調査会に對して小作問題に關する方策に付き諮問し小作調査会が答申した小作法案綱を基礎としその右大日本地主協会を始め地主階級の團體が陰に陽に策動して本小作法案を作成せしめたものである。

草案 七十六ヶ條には

- 一 小作契約の三者在に對する効力
- 二 小作地賃借權の譲渡
- 三 小作地の敷借權
- 四 小作地賣買の通知
- 五 小作契約の締結及削減
- 六 小作契約削減の場合の賠償
- 七 小作料の一時的減免
- 八 小作料の供託及一部并済
- 九 調停の効力
- 十 調停困難なる場合の臨時處分

十一 小作委員会

案に關して規定されてゐるのであるが、要するに協調的社會政策を装ひ、その陰に於て土地資本に内在する矛盾を法的に蔽ひかくすことによつて、地主階級の法的地位を鞏固たらしめ土地所有權の採取作用を強固たらしむることに既に組合員大衆が血と寢汗とによつて獲得したるものを別の方面から奪ひ取りうとするものである。故に我々はこの法案に反対する。

實行方法

凡ゆる機会に法案の内容を批判曝露シ大衆的の反対抗や運動を起す

部落古話役活動、農民委員会活動に關する件

本部提案

一 部落を基礎として組合の強化發展を計るためには何よりも先づ恒常的に部落に定住し自ら生産に從事する組合員自身が努力せねばならぬ。日常の生活方法生活型態が組織の發展の基礎と